

# 通学区域について

八王子市教育委員会  
学校教育部 教育支援課

# 通学区域とは

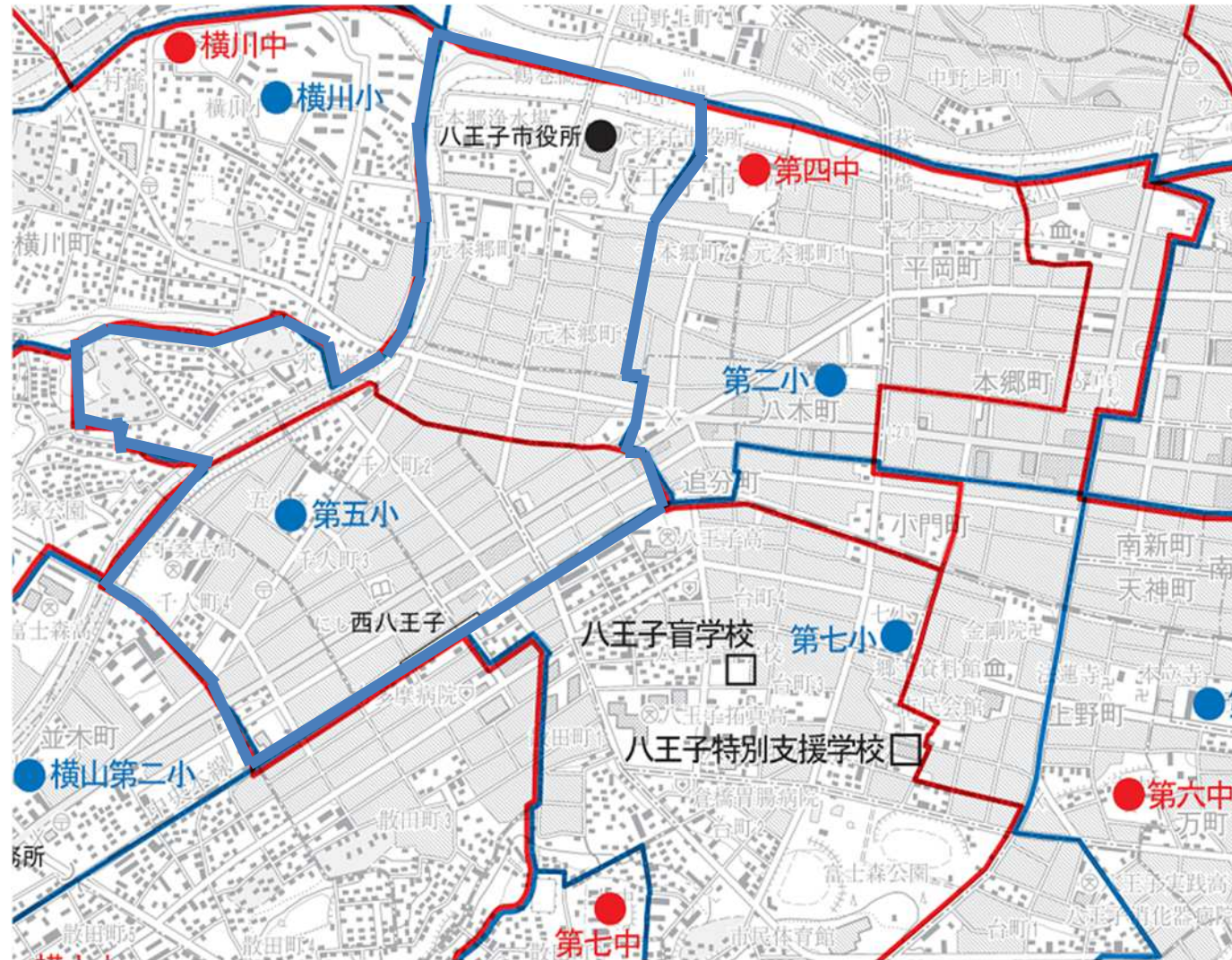
## 学校教育法施行令第5条2項

市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が二校以上ある場合においては、就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

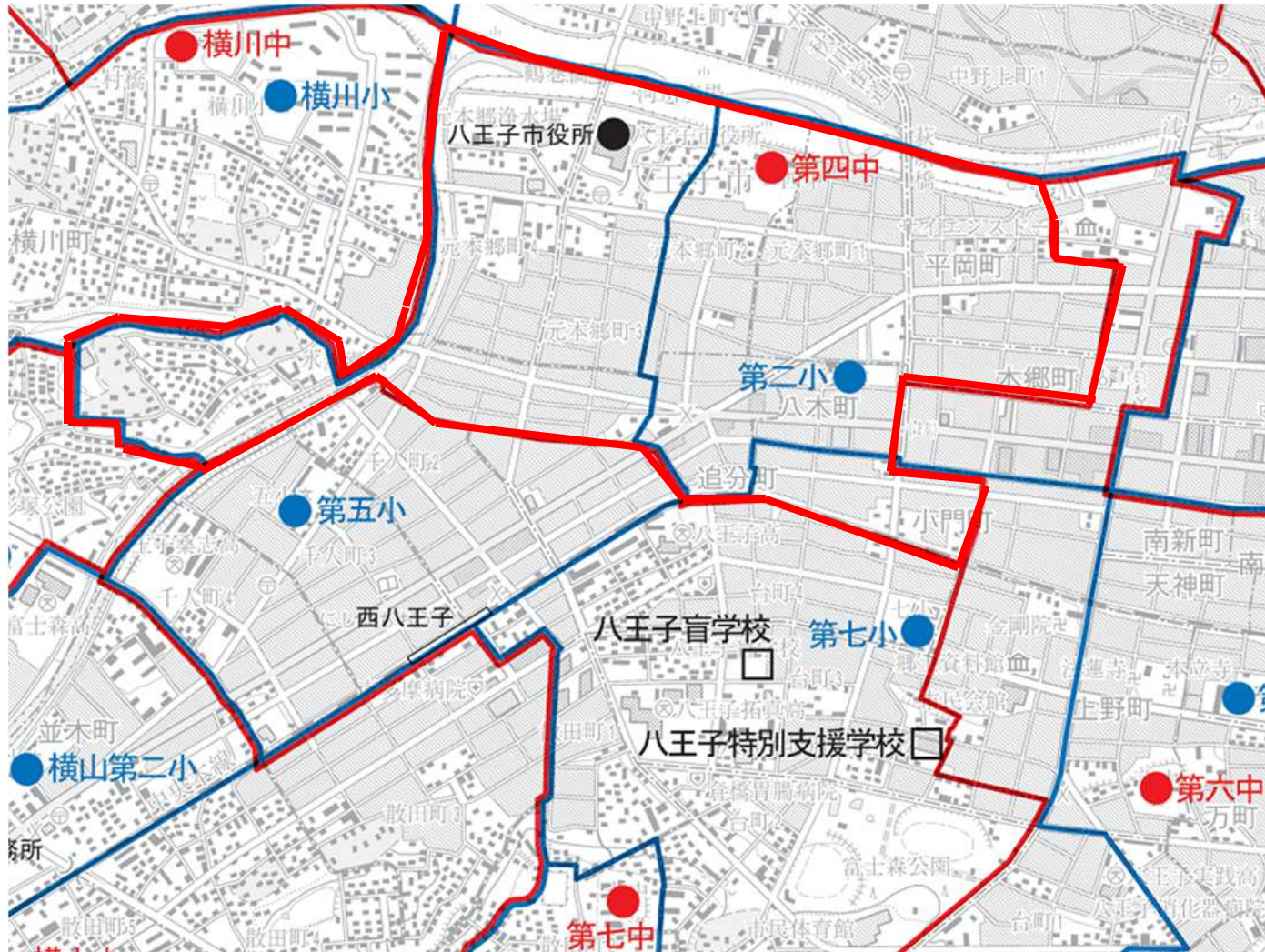


児童・生徒の住所に応じ就学すべき学校を定めた

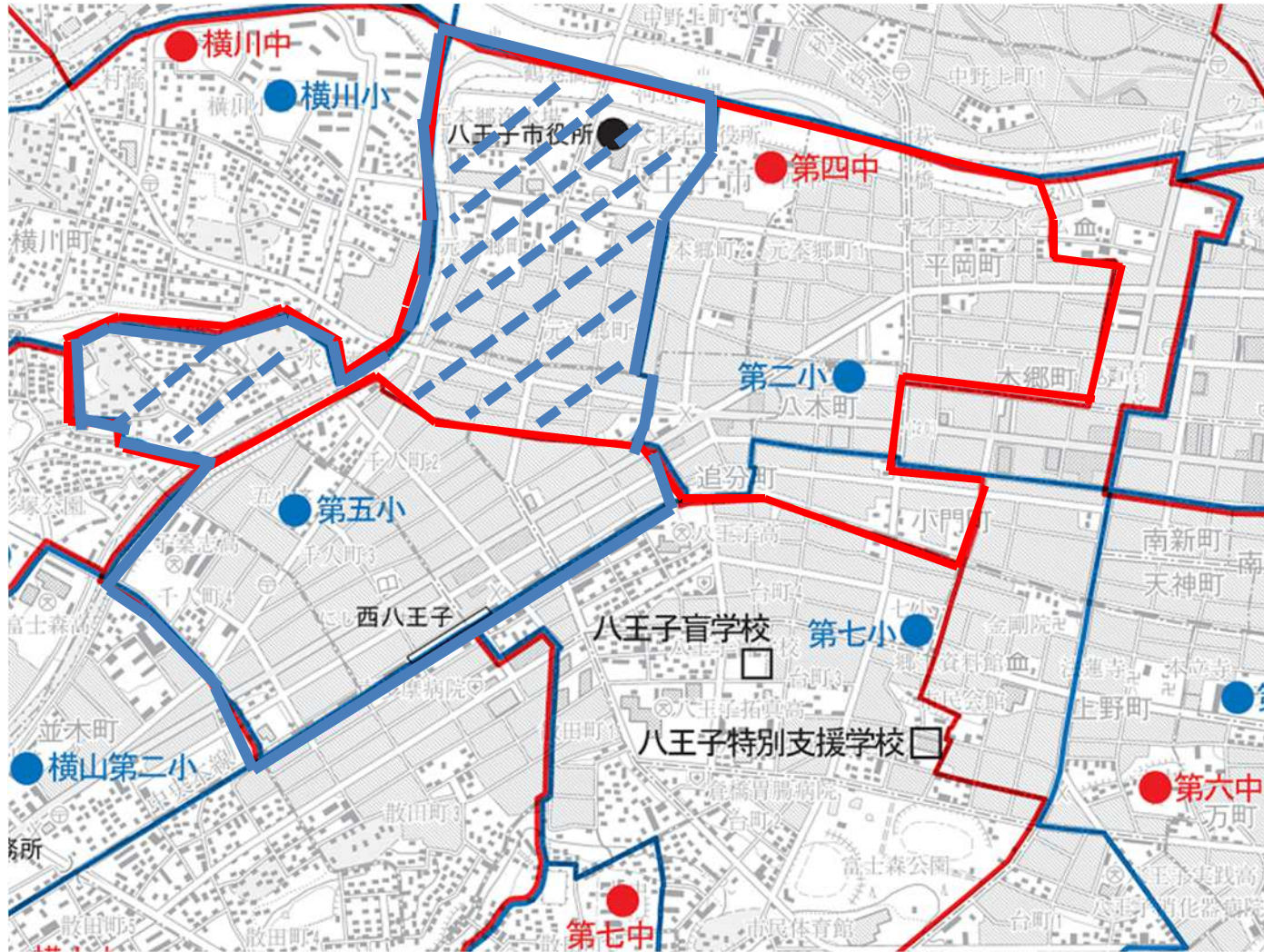
# 第五小学校 通学区域



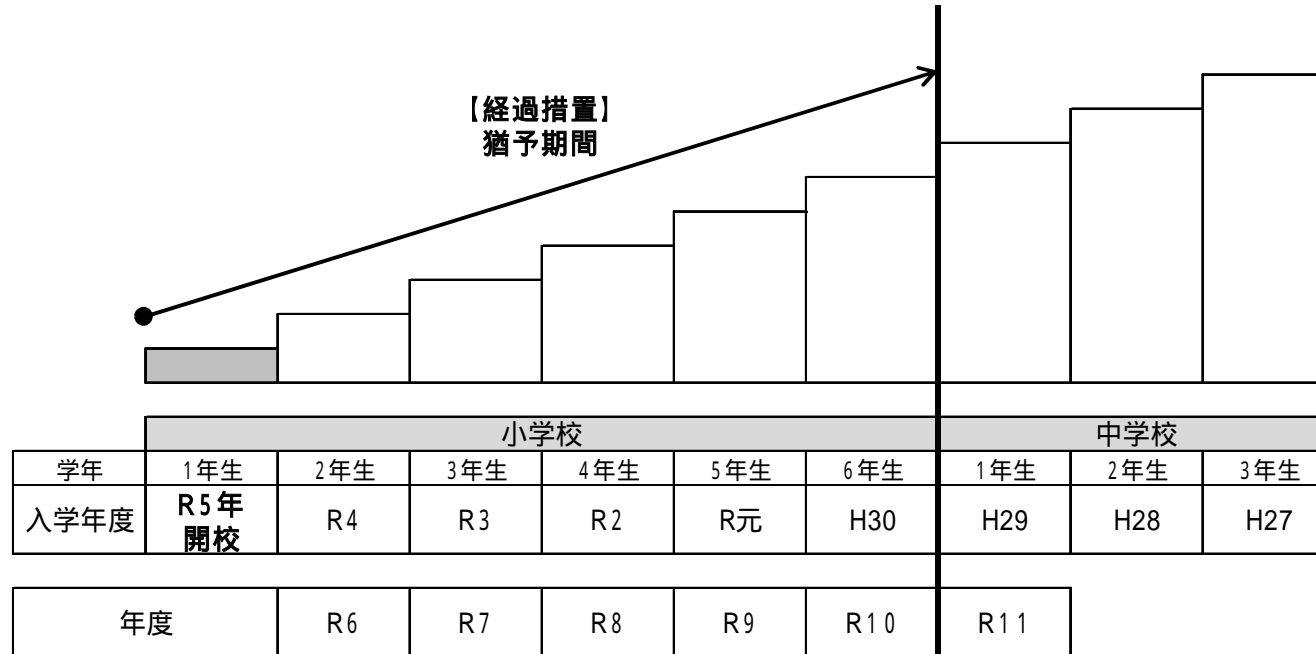
# 中学校 通学区域



# 第五小・第四中学校 通学区域



# 経過措置（イメージ）



【経過措置】・義務教育学校の周知については、平成30年度入学からの児童・生徒には周知されていない。  
平成30年度入学の児童・生徒から周知するため猶予期間を設ける。

・令和5年度開校に入学する児童が、中学1年となる令和11年度新入学生徒までの期間は、指定校変更制度や学校選択制の猶予期間として、中学校については、従来の学校選択制と同様に、中学校は市内全域より選択可能とする。

・令和11年度以降は、9年間の学びの確保の観点から、今後、新たに設定される学区内の者に限る。

・転入、転居により学区内に入って来た者については就学できることとする。